

## 第9回議会基本条例策定特別委員会の概要

開催日時 平成24年11月29日(木) 午後1時30分から  
 開催場所 908会議室  
 出席委員 委員長：佐藤一好 副委員長：真田広志  
 委員：村山国子 羽田房男 後藤善次 梅津政則 白川敏明 萩原太郎  
 半沢正典 西方正雄 佐久間行夫 黒沢 仁 尾形 武 穴戸一照  
 斎藤朝興 須貝昌弘 山岸 清

## 議 題

1. 議会基本条例の内容検討について
2. その他

## 次回開催日について

第10回：平成24年12月26日(水) 午後1時30分から	908会議室
第11回(案)：平成25年1月11日(金) 午後1時30分から	908会議室
第12回(案)：平成25年1月30日(水) 午後1時30分から	908会議室
第13回(案)：平成25年2月18日(月) 午前10時から	908会議室
第14回(案)：平成25年2月28日(木) 午前10時から	908会議室

## 協議内容

## 1. 前回の検討事項の確認について

○会派に持ち帰り検討した結果について、各会派から説明、質疑、意見交換のうえ議会基本条例における取り扱いと、考え方について確認。

## 【第8回特別委員会の検討事項と協議の結果】

## (1) 重要政策等に関する議会の意見聴取、説明

- 取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。
- 考え方

議会は、市長等が、重要な政策等について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更するときは、市長等に対して、議会の意見や政策提言の趣旨を尊重することや、重要な政策等に関する内容の説明を求めるものとする。

## (2) 市長その他の職員への反問権、反論権の付与

- 取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。
- 考え方

本会議又は委員会において、議員の質問や質疑に対し答弁をする者は、質問や質疑の内容が不明確であった場合、論点を明確化し議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(3) 議会に市長等の出席要請を最小限とすること

■取り扱い：次回の特別委員会において再度協議する。

(4) 全員協議会・委員協議会のあり方

■取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

■考え方

全員協議会、委員協議会について必要な事項は、別に定めるものとする。

(5) 予算・決算に関する審議・資料の作成

■取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

■考え方

議会は、市長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、可能な限り、議会が必要とする資料提供等を求めることができる。

(6) 審議・調査等に必要な資料の提供

■取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

■考え方

議会は、議案等の審議、市長その他の執行機関に対する監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うために必要となる関係資料について、市長その他の執行機関に対して求めることができる。

(7) 政策執行に関する監視、評価

■取り扱い：議会基本条例の内容に盛り込む。

■考え方

議会は、市長その他の執行機関及びその職員との緊張関係を常に保持し、独立・対等の立場において、市長その他執行機関に対して監視及び評価を行う。

## 2. 今回の検討事項について

○検討事項に関して、福島市議会の現状を踏まえ、他市の事例等を参考に、委員間で意見交換。

○検討事項に関する考え方について、会派に持ち帰り検討のうえ、次回の委員会で意見集約を行うことについて確認。

(今回の検討事項)

政策提案の説明要求

附帯決議の尊重

採択請願・陳情への対応

議決事件の拡大